

「はんぎーホール」使用料金表

別表（第8条関係）

（単位：円）

区 分			ホール及び諸室使用料						冷暖 房費	
			午前 9 時から 正午ま で	午後 1 時から 午後 5 時まで	午後 6 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 5 時まで	午後 1 時から 午後 10 時まで	午前 9 時から 午後 10 時まで	延長又 は繰上 げ時間 当たり	1時間 当たり
ホール ∧ ホワイエ ・ 控室 つき ▽	入場料等を徴収しない場合（500円以下の入場料等を徴収する場合を含む。）	平日	6,300	8,400	8,400	14,700	16,800	23,100	2,520	3,000
		土・日・休日	7,560	10,080	10,080	17,640	20,160	27,720	3,020	
	入場料等を徴収する場合（500円を超え2000円以下の場合）	平日	9,450	12,600	12,600	22,050	25,200	34,650	3,780	
		土・日・休日	11,340	15,120	15,120	26,460	30,240	41,580	4,530	
	入場料等を徴収する場合（2,000円を超える場合）	平日	12,600	16,800	16,800	29,400	33,600	46,200	5,040	
		土・日・休日	15,120	20,160	20,160	35,280	40,320	55,440	6,040	
舞台のみ		平日	1,050	1,400	1,400	2,450	2,800	3,850	420	1,500
		土・日・休日	1,260	1,680	1,680	2,940	3,360	4,620	500	
控室	ホールと併用する場合		ホールと併用する場合は、ホール使用料に含まれる。							
	ホールと併用しない場合		600	800	800	1,400	1,600	2,200	240	150
研修室 1	ホールと併用する場合		300	400	400	700	800	1,100	150	150
	ホールと併用しない場合		450	600	600	1,050	1,200	1,650	220	
研修室 2	ホールと併用する場合		600	800	800	1,400	1,600	2,200	240	200
	ホールと併用しない場合		900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	360	
ホワイエ	ホールと併用する場合		ホールと併用する場合は、ホール使用料に含まれる。							
	ホールと併用しない場合		1,050	1,400	1,400	2,450	2,800	3,850	420	500
スタジオ			900	1,200	1,200	2,100	2,400	3,300	450	150

備 考

- 1 「休日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。
- 2 「入場料等を徴収する場合」とは、入場料、会費、寄付金、賛助料等の名称のいかんを問わず、入場者からの対価を徴収することをいう。
- 3 時間区分を延長又は繰り上げて使用する場合において、当該時間又はその端数が1時間に満たないときは、1時間として計算する。
- 4 使用者が、物品の陳列又は宣伝その他営業目的のために使用する場合、ホール及び諸室使用料についてはそれぞれ10割を加算する。
- 5 仮設能舞台使用の場合は、設置費用は実費とする。ただし、その費用は使用者で負担する。